

弦巻5丁目国有地における高齢者施設
整備・運営事業者 公募要項

平成31年1月

世田谷区

目 次

	頁
1 公募の趣旨	1
2 事業の概要	1
3 スケジュール	2
4 応募資格	2
5 国有地の概要	3
6 貸付条件等	4
7 施設整備及び運営に関する基本的事項	5
8 補助制度	8
9 審査	11
10 質疑及び回答	12
11 応募方法	13
12 参考リンク等	14
13 「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース （地域交流スペース）の整備について」 <抜粋>	16
14 「世田谷区特別養護老人ホーム入所指針」	17
15 「都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」	22

【公募要項 添付資料】

地積測量図（写）

質問票

事業提案書様式集

1 公募の趣旨

世田谷区(以下「区」という。)では、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)」に基づき、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に進めています。

本件国有地は、2025年を目途とする中長期目標である特別養護老人ホーム定員1,000人分の整備を達成するため、区が国に要望し、整備用地として活用することとなりました。

本公募は、国が国有地を社会福祉法人に貸し付け、当該社会福祉法人が特別養護老人ホーム等を自ら建設し、運営することを前提として、区が事業者を公募するものです。なお、本公募において区は事業者を選定しますが、最終的な事業者の決定は国が行いますので、予めご了承ください。

事業者の皆様には、これまで培われた経験やノウハウを存分に発揮した積極的な事業提案をお願いいたします。

2 事業の概要

(1) 開設時期

平成34年(2022年)6月(予定)

(2) 必須事業

特別養護老人ホーム 定員100名程度(上限110名)

多床室を整備する場合は、本事業で整備する特別養護老人ホーム定員の3割を多床室の上限とします。

ユニット型と従来型は、それぞれ別施設としての認可・指定となります。

原則として、広域型の特別養護老人ホームで整備することとします。ただし、ユニット型に併設して従来型を整備する場合で、従来型の定員が29名以下になる場合は地域密着型特別養護老人ホームでの整備を可とします。

短期入所生活介護 定員10名程度(特別養護老人ホーム定員の1割以上)

特別養護老人ホームの空床利用は定員に含めません。

防災拠点型地域交流スペース 190㎡以上

平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」の定める基準(ただし、同通知3(3)を除く。)に適合する防災拠点型地域交流スペースを整備してください。なお、簡単な調理ができる設備等をスペース内に設けてください。

小規模多機能型居宅介護事業所

看護小規模多機能型居宅介護事業所を提案した場合は、国への事前協議を行う必要があります。本公募において選定されたとしても、事前協議の結果、整備が認められず、小規模多機能型居宅介護事業所となる可能性がありますので、ご承知おきください。

(3) 自由提案事業の例

都市型軽費老人ホーム 定員5名以上(20名以下)

認知症高齢者グループホーム

その他、区及び国が認める提案事業

ただし、社会福祉法第2条に規定されている第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業に限ります。

国有地活用にあたっては、国から「対象となる施設」が示されています。下記の関東財務局のサイトにある「介護施設整備に係る国有地有効活用策の概要」から「介護施設整備に係る国有地活用について」の3頁をご参照の上、ご検討ください。<http://kantou.mof.go.jp/kanzai/pagekthp037000016.html>
「対象となる施設」以外の施設を併設をご提案をいただいた場合は、国と協議の上で、実施の可否が決定されることとなります。

3 スケジュール

本事業の想定スケジュールは以下のとおりです。事業計画の作成に際してはこのスケジュールを参考にしてください。

【想定の実業スケジュール】

時 期		内 容
2019 年	3月28日	応募締め切り
	6月	【区】事業者選定
	8月	【国】事業者決定
	10月	東京都補助協議開始
2020 年	8月	東京都補助内示
2021 年	2月	国と定期借地権設定契約締結 着工
2022 年	3月	竣工
	6月	開設

4 応募資格

本公募に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次の（１）～（３）をすべて満たすことが必要です。新たに社会福祉法人を設立しての応募は認められません。

なお、複数の法人による共同提案は認められません。また、同一の応募者が複数の提案を行うことはできません。

- （１）平成31年1月1日現在、特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）の運営実績が1年以上ある社会福祉法人であること。
- （２）東京都が定める直近の「社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領」、「特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準」及び「防災拠点型地域交流スペース補助審査基準」の基準等を満たしていること。
- （３）次の～のいずれにも該当していないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。

区、都及び国から指名停止措置を受けているもの（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当し、世田谷区からの入札参加禁止の処分を受けている者を含む）。

民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしているもの。

平成31年1月1日を基準として直近1年間に法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税のい

れかを滞納しているもの。または、代表者が所得税、個人事業税及び特別区民税等を滞納しているもの。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの。

世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 28 日 23 世経理第 709 号）別表に定める基本除外期間中であるもの。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与しているもの。

5 国有地の概要

（ 1 ）所在地

《地 番》東京都世田谷区弦巻五丁目 658 番 1

《住居表示》東京都世田谷区弦巻五丁目 34 番

（ 2 ）敷地面積

3,308.88 m²

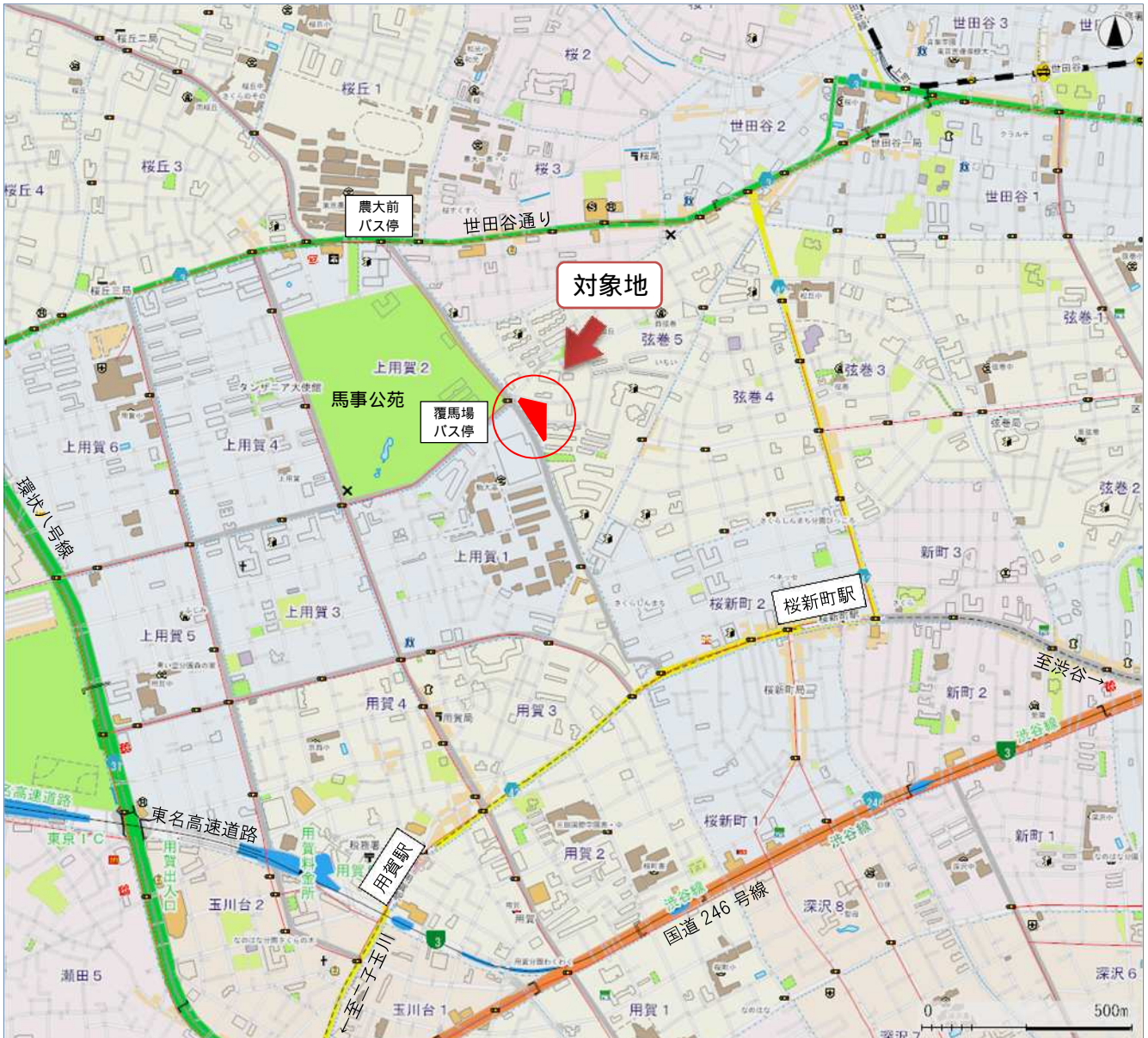
（ 3 ）用途規制等

用途地域	第一種中高層住居専用地域	
防火・準防火	準防火地域	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
日影規制	5m < L 10m	3 時間以上
	10m < L	2 時間以上
	測定水平面	4m
絶対高さ制限の指定値	19m 高さ制限の考え方については、世田谷区都市計画課「建築物の高さ及び敷地面積に関するルールの見直しについて」をご覧ください。 http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/118/329/d00146277.html	
地区計画等	なし	
道路計画	主要生活道路 226 号線の計画があるため、敷地南端（南側隣地境界線から 13m の範囲）には建物を配置しないようお願いします。道路事業の着手時期、線形等は未定です。	
その他	緑化地域	

（ 4 ）現況

既存建物は撤去済みです。道路から現況確認は可能ですが、敷地内への立ち入りはできません。本事業の貸付時においては、更地で引渡しを行います。

(5) 現地案内図



[最寄交通機関からの所要時間目安]

- 東急田園都市線「桜新町」駅 徒歩約 16 分
- 東急バス「覆馬場」 徒歩約 1 分
- 東急バス・小田急バス「農大前」 徒歩約 6 分

6 貸付条件等

事業者は、国と借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 22 条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。

契約の詳細は国が決定いたしますが、現段階における内容は以下のとおりです。

(1) 貸付期間

運営期間 50 年間に、工事期間（建設工事、運営終了後の解体・原状回復工事）を加えた期間

(2) 貸付開始時期

東京都の老人福祉施設整備費補助の内示が事業者に交付されてから、建設工事着工までの期間内で、国と事業者が協議の上決定します（平成 33 年（2021 年）2 月を想定）。

なお、国との定期借地権設定契約は平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までに締結していただきます。

(3) 貸付料

国は、事業者との間で書面による見積り合せ（事業者が契約希望価格を書面で提出し、国の予定価格以上か否かを確認する手続きをいう。）を実施した上で、国の予定価格以上の金額をもって貸付料を決定します。

【参考URL】財務省 関東財務局「国有財産の公的利用情報」

<http://kantou.mof.go.jp/kanzai/pagekthp00300009.html>

上記サイト内「公共随契における処分等手続きの流れ」をご覧ください。

なお、平成33年（2021年）3月31日までの間に新規に定期借地による貸付契約を締結する場合、貸付期間の初日から起算して10年間に限り、国の計算により上記の額から貸付料が減額（5割限度）されます。

また、貸付料の一部は前払いすることができます（前払い分はP.10「8（3）定期借地権設定一時金に対する補助」の対象となります）。詳細は、財務省通達：平成27年12月21日付財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」をご覧ください。

【参考URL】財務省通達

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu_h.htm

(4) 権利金

定期借地権を設定する際の権利金（国の返還義務を負わないものに限る。）については、その授受の慣行がある場合、国が徴します。

(5) 費用負担

契約に際し、作成する国有財産有償貸付合意書及び公正証書の費用は、事業者の負担となります。

(6) 用途指定

契約に際し、用途指定が付されます。指定用途、指定期日及び指定期間の設定については、財務省通達：昭和41年2月22日付蔵国有第339号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」によるものとし、国の承認なしに変更できません。

(7) 土地の管理

決定事業者は、引渡しを受けた日から計画地を適正に管理することとし、維持管理に係る費用は事業者負担とします。なお、管理にあたっては、国、区及び地域の要望に対して真摯に対応してください。

(8) その他

詳細については、財務省通達：平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」をご覧ください。

【参考URL】財務省通達

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu_h.htm

7 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の整備及び運営に際しては、次の条件及び法令、条例等を遵守してください。また、建設工事等に際しては、事業者は工事請負者が関係法令を遵守した工事施工をするよう適切に監理、監督をしてください。

(1) 施設整備に関する条件

設計上の条件

- ア 建物は地上5階建を上限とします。
- イ 防火設備の設置に関する東京消防庁の指導を遵守してください。
- ウ 建物の外観や植栽及び外構は周辺の景観と調和するようにしてください。区及び地域の要望を踏まえて選定後の調整で設計を変更していただく場合があります。
- エ 特別養護老人ホーム、併設ショートステイ及び防災拠点型地域交流スペースはそれぞれ東京都が定める「特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準」「防災拠点型地域交流スペース補助審査基準」に定められた基準や留意事項に適合する計画としてください。
- オ 都市型軽費老人ホームを併設する場合は、東京都が定める「都市型軽費老人ホーム整備事業審査基準」及び「都市型軽費老人ホーム整備事業審査要領」の基準等に適合する計画としてください。
- カ 認知症高齢者グループホームを併設する場合は、東京都が定める「認知症高齢者グループホーム整備事業審査基準」及び「認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領」の基準等に適合する計画としてください。ただし、居室面積（収納、トイレ等を除いた居室スペース部分）は実測での有効面積で内法9.9㎡以上であること。

地域住民の要望に対する対応

- ア 施設整備にあたっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。建築工事においては、事前に振動、騒音、安全に関する対策を講じ、世田谷区及び近隣住民に対して事前の説明を行うとともに、工事期間中も苦情・要望があった際には、迅速かつ丁寧に対応してください。ただし、国が事業者として決定するまでは、個別に地域住民に対する説明や調整等を行わないでください。
- イ 開設後も近隣住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めてください。

工事請負契約手続

建設業者との契約は、東京都が定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準」に則り、一般競争入札により行ってください。

土地の測量・地質調査等

決定事業者は、施設整備のため必要に応じて土地の測量、地質調査等を自己の責任及び費用において行ってください。

施設名称

地名を入れるなど、所在地が分かりやすい施設名称としてください。

(2) 遵守すべき法令等

書類提出後であっても、以下の法令、基準等を満たさないと判明した場合、不受理となる場合があります。

建築全般

- ア 建築基準法及び関係規定
- イ 都市計画法
- ウ 消防法及び関係規定
- エ 東京都建築安全条例
- オ 東京都福祉のまちづくり条例
- カ 世田谷区街づくり条例

- キ 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ク 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
- ケ 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
- コ 世田谷区風景づくり条例
- サ 世田谷区環境基本条例
- シ 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例
- ス 都市緑地法及び世田谷区みどりの基本条例
- セ その他関係法令及び条例、規則等

運営全般

- ア 社会福祉法
- イ 老人福祉法
- ウ 介護保険法
- エ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- オ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- カ 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- キ 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- ク 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ケ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- コ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- サ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
- シ 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- ス 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- セ 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ソ 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則
- タ 世田谷区介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- チ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ツ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- テ その他関係法令及び条例、規則等

その他

- ア 財務省通達：平成 23 年 3 月 31 日付財理第 1539 号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」
- イ 財務省通達：平成 27 年 12 月 21 日付財理第 4997 号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」
- ウ 世田谷区暴力団排除活動推進条例
- エ その他関係法令及び条例、規則等

(3) 運営に関する条件

運営期間

本公募に基づいて整備する施設は、国及び区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施してください。

特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム（併設する場合）への入所調整
世田谷区の「入所指針」に基づく入所調整に協力していただきます。

福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価を定期的に受審してください。

利用者負担

- ア 居住費、食費をはじめとする利用者が負担する費用は、運営に支障のない範囲で、可能な限り低額に設定してください。
- イ 小規模多機能型居宅介護の宿泊費は1泊3,000円以下としてください。
- ウ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）」に定める社会福祉法人による利用者負担額軽減制度を活用してください。
- エ 都市型軽費老人ホームを併設する場合の月額家賃は53,700円（生活保護住宅扶助の基準）を提案の上限とします。

運営体制

- ア 施設においてが適正な介護が提供できるよう、職員の資質向上及び人員の確保に努めてください。
- イ 入所者及び家族からの苦情に対しては、丁寧かつ迅速に対応してください。
- ウ 医師の確保や緊急時の医療体制等について、地域医療機関との連携を図ってください。
- エ 社会福祉法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、本件国有地の周辺地域におけるニーズを把握し、積極的に取り組んでください。

8 補助制度

本章において「特別養護老人ホーム」とは定員30人以上の広域型特養を指します。

(1) 施設整備費の補助

本事業は、東京都と区の整備費補助金の活用を想定しています。事業提案に際しては、以下に示した補助金を見込んで資金計画等を作成してください。最新の補助基準額は、平成31年3月11日に開催される東京都の「特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度概要説明会」において示される予定です。以下の金額から変更があった場合は、説明会で示される補助基準額を基に資金計画等を作成してください（都の説明会を受けて、区ホームページでも最新の補助基準額を平成31年3月15日頃にお知らせする予定です）。

なお、記載している内容は平成30年度の補助要綱等に基づくもので、実際の交付単価を保証するものではありません。

また、いずれの補助金もそれぞれの補助基準等に合致した計画で、補助協議に係る審査等を経て補助事業としての採択を得る必要がありますのでご注意ください。

東京都補助

種別等		補助単価等	備考
特別養護老人ホーム (併設ショート含む)	ユニット型	875万円/定員1人	・ユニット型は促進係数1.5の場合 ・高騰加算を含む ・併設事業により別途加算あり
	従来型個室	562万5千円/定員1人	
	多床室	506万3千円/定員1人	
防災拠点型 地域交流スペース	190㎡以上 380㎡未満	900万円/1施設	
	380㎡以上	2,700万円/1施設	

世田谷区補助

種別		補助単価等	備考
特別養護老人ホーム(併設ショート含む) ユニット型、従来型個室、多床室共通		100万円/定員1人	償還金補助
(看護)小規模多機能 型居宅介護	地域医療介護総合確保基金分	3,200万円/1施設	宿泊定員による
	区独自補助	93万7千円~3,993万7千円	
都市型軽費老人ホーム		500万円/定員1人	併設加算含む
認知症高齢者グルー プホーム	地域医療介護総合確保基金分	3,200万円/1施設	重点整備地区の場合 併設加算分
	都緊急整備事業分	3,750万円/1ユニット 1,000万円/1施設	
認知症対応型通所介護		1,130万円/1施設	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		567万円/1施設	
地域密着型 特別養護老人ホーム	地域医療介護総合確保基金分	448万3千5百円/定員1人	合築等支援加算含む 定員による
	区独自分	562万5千円~8,087万5千 円	

東京都の補助金

ア 特別養護老人ホーム(併設ショート含む)

選定された事業者には、東京都との間で老人福祉施設等施設整備費補助にかかる補助協議をしていただきます。都の平成32年度(2020年度)整備事業第2回協議(2019年10月締切想定)に間に合うように協議書類等を準備してください。

補助協議に際しては、別途東京都が定める「特別養護老人ホーム等施設整備基本指針」、「社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領」及び「特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準」に適合する必要があります。

イ 防災拠点型地域交流スペース

特別養護老人ホームと併せて東京都と補助協議をしていただきます。

世田谷区の補助金

ア 特別養護老人ホーム(併設ショート含む)

「世田谷区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱」に基づいて、施設整備費を区から補助する予定です。

補助金は、独立行政法人福祉医療機構に対する償還財源として元金償還期間に渡り分割で交付する予定です。そのため、本補助金は建設当初の資金調達内訳として計上することはできません。「事業費・資金調達内訳等一覧表」では償還補助額として所定の額を計上してください。

イ 都市型軽費老人ホーム(自由提案事業)

東京都の都市型軽費老人ホーム整備費補助金等を活用して、区から補助(間接補助)する予定です。選定事業者には、本公募における提案書類とは別に東京都に対する補助協議書類を作成していただきます。

補助協議に際しては、東京都が定める「都市型軽費老人ホーム設置経営許可審査基準」、「都市型軽費老人ホーム整備事業審査基準」及び「都市型軽費老人ホーム整備事業審査要領」に適合する必要があります。

ウ 認知症高齢者グループホーム（自由提案事業）

東京都の認知症高齢者グループホーム整備費補助金等を活用して、区から補助（間接補助）する予定です。選定事業者には、本公募における提案書類とは別に東京都に対する補助協議書類を作成していただきます。

補助協議に際しては、東京都が定める「認知症高齢者グループホーム整備事業審査基準」及び「認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領」に適合する必要があります。

（２）運営費補助

世田谷区から本事業の運営、施設の維持管理等に係る補助金の交付はありません。

特別養護老人ホームに関しては、東京都において運営費に関する助成制度（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱）があります。

都市型軽費老人ホームに関しては、東京都においてサービスの提供に要する費用の助成制度（都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱）があります。

借地を活用した特養設置支援事業

東京都において、借地を活用した特養設置支援事業（土地の賃貸借契約開始から60か月分の賃料の一部を補助）があります。この補助は、「（３）定期借地権設定一時金に対する補助」との併用が可能です。

東京都の助成制度の内容に関しては、東京都福祉保健局のホームページ等をご確認ください。

（３）定期借地権設定一時金に対する補助

定期借地契約において、事業者が国に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る）に対する補助金の活用が可能です（定期借地利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱）。

< 交付基準等 > 平成30年度の都要綱に基づくものであり、変更となる場合があります。

種別	交付基準	補助対象経費	補助率
特別養護老人ホーム、ショートステイ等	対象施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、	10/10
小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム等	価の2分の1。ただし10億円を限度とする。	定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）	1/2

詳細は、東京都「特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度概要説明会」の資料等をご覧ください。

（４）開設準備経費補助金

本事業は、次の開設準備経費補助金の活用が可能です。ただし、本公募における資金計画に関する書類には算入しないでください。

東京都の「東京都施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱」における補助事業のうち、特別養護老人ホームの開設準備に要する経費にかかる補助金

区の「世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱」における補助事業のうち、開設準備に要する経費にかかる補助金

（５）補助金を活用する際の注意事項

選定された事業者は、補助を受けるためには、この募集への応募とは別に補助協議、交付申請、実績報告等の手続きが必要となります（選定された事業者へは別途ご案内します）。

区の補助は東京都の補助金等を財源として実施するものです。本公募で選定された場合にも、都の補助金等の交付対象とならなかった場合には、補助対象となりません。

補助金交付にあたっては、東京都及び世田谷区の補助要綱等に基づく補助条件を遵守していただく必要があります。

交付する補助金はそれぞれの整備に係る各年度の予算配当を条件とし、区の予算額を限度とします。従って、選定結果により補助対象経費を全額交付できないことがありますのでご承知おきください。

2か年度以上の継続事業の場合は、上記補助額は計画全体を通じての限度額とし、出来高等に応じて、年度ごとに支払うものとします。

補助額は、補助対象経費の実支出額と補助上限額を比較して少ない方の金額とします。

9 審査

(1) 審査の概要

本公募における選定事業者は、学識経験者と区民代表を含む審査会の審査(書類審査、ヒアリング)を経て、区が決定します。

審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定する場合があります。

なお、最終的な事業者の決定は国が行いますのでご了承ください。

書類審査

書類審査では提出された事業提案書に基づく書類審査を行います。

ヒアリング審査

ヒアリングによる審査を行いません。また、ヒアリング審査に先立ち、応募者の既存運営施設の実地調査を行う場合があります。

また、書類審査を一次審査、ヒアリング審査を二次審査とすることがあります。その場合、一次審査を通過した応募者を対象にヒアリングによる二次審査を行います。一次審査の結果通知は事業提案書を提出された全応募者に対し郵送します。一次審査と二次審査の結果を総合的に判定し、選定事業者と次点の事業者を決定します。

(2) 審査基準

本要項の「4 応募資格」、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」に関する事項のほか、主に次の点について審査を行う予定です。

1	法人の適格性	経営理念、実績、財務状況、法人管理・運営体制等
2	事業計画	資金・収支計画、建築計画、地域・景観への配慮等
3	運営体制	職員採用、人材育成、地域人材の活用、地域との協力・連携等
4	サービス内容	日常生活支援、認知症・医療的ケア、権利擁護、事故・虐待防止、衛生管理等
5	その他	防災に対する取り組み、地域福祉向上に資する取り組み等

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果の通知

結果通知は、全応募者に対し郵送します。

選定結果の公表

選定結果については、応募者数、選定事業者の法人名、所在地及び提案概要等を世田谷区ホームページに公表します。選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名、応募内容等は公表しません。

(4) 現地見学会

本公募における現地見学会は行いません。

なお、道路からの現況確認は可能ですが、敷地内への立ち入りはできません。確認の際は、近隣の迷惑とならないように注意してください。

10 質疑及び回答

本公募に関する質疑応答を次により行います。この他の方法では質問をお受けすることはできません。質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(1) 質問者の資格

本公募に応募資格がある社会福祉法人とします。

(2) 質問の方法

必要事項及び質問内容を別紙「質問票」に記載の上、電子メールまたはFAXにより送付してください。電話や窓口等での質問は受け付けません。

(3) 受付期間及び送付先

受付期間

公募要項公表日～平成31年3月11日（月）まで
3月11日午後5時までに受信したものを有効とします。

送付先及び電話確認先

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 事業担当あて

メール sea02082@mb.city.setagaya.tokyo.jp

FAX 03(5432)3085

TEL 03(5432)2408

受信確認

質問票を送信後は、区の担当者あてに電話にて受信確認をお願いします。受信確認がない場合、通信障害や機器の不調等で受信ができなかった場合であっても、区は一切の責任を負いません。

(4) 質問票の記載について

質問事項は、箇条書きで記載してください。

質問票到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、区あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

(5) 質問に対する回答

受け付けた質問については質疑回答書を作成し、随時、区ホームページに掲載します。質疑回答書

は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。原則として質問者に対する個別回答は行いません。

【最終回答予定日】平成 31 年 3 月 15 日（金）午後 5 時

区トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 介護事業者の方へのお知らせ > 弦巻 5 丁目国有地における高齢者施設整備・運営事業者の公募について

1 1 応募方法

次により事業提案書を提出してください。

(1) 提出書類

事業提案書様式集の「事業提案書 提出書類一覧」に記載している書類をご提出ください。
様式は、世田谷区ホームページよりダウンロードしてください。

トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 介護事業者の方へのお知らせ > 弦巻 5 丁目国有地における高齢者施設整備・運営事業者の公募について

(2) 提出部数・綴り方

提出部数

- ア 正本・・・・・・・・1部
- イ 正本(写)・・・1部
- ウ 副本・・・・・・・・7部

副本は、事業者が特定できる記述部分全て（代表者印含む）についてマスキング（塗りつぶし）を施してください。

綴り方

ア 事業提案書様式集の「事業提案書 提出書類一覧」の上から順番にファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類ごとにインデックス（書類名を表示すること。書類番号のみの表示は不可）を付して提出してください。様式集に掲載している「ファイル作成要領」もご確認ください。

イ 副本については、ファイルの表紙を含めてすべての書類の法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。具体的には法人名、代表者名、施設名、法人ロゴマーク、印影、メールアドレス、施設シリーズ名はすべて消すようにしてください。マジック等で塗りつぶした場合、透けて見えてしまうので、塗りつぶしたものをコピーするなど、完全に見えない状態にしてください。

書類は原則としてA4版で作成してください。

図面はA3版で作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。図面は両面印刷不可とします。

提出書類は縦型ファイルに左穴あけ綴じとしてください。

(3) 提出日時及び場所

日時

平成 31 年 3 月 1 日（金）～平成 31 年 3 月 28 日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで

提出場所

世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7 世田谷区役所分庁舎（ノバビル）3階
世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 電話03 - 5 4 3 2 - 2 4 0 8

その他

- ア 書類は必ずご持参ください。郵送等での提出は認められません。
- イ 提出に際しては、必ず電話予約の上、ご来庁ください。

(4) 応募に際しての留意事項

著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は、決定事業者の公表、住民説明、補助協議等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとしします。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず応募者からの返却の申し出があっても認められません。

費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は応募者の負担とします。

消費税率及び地方消費税率

書類作成の際は税率10%で計算してください。なお、消費税の軽減税率の対象品目に当たるものは8%で計算してください。

使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

書類の修正等

提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認められません。区が必要と判断した場合は、書類の修正や追加資料の提出を求める場合があります。

追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがあります。

資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

12 参考リンク等

(1) 世田谷区

本公募要項、様式、質疑回答書等の掲載先

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/890/891/d00163807.html>

建築に関する条例等や事前手続き

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/119/337/338/d00012154.html>

世田谷区例規類集・要綱集

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/729/d00120036.html>

(2) 東京都

特別養護老人ホームに関すること

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/index.html>

特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準・社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/ki jun-youryou.html>

特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度概要説明会配布資料（平成 30 年 3 月 9 日開催）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/gaiyou300309.html>

都市型軽費老人ホームに関すること

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/keihidai toshi/index.html>

都市型軽費老人ホーム整備事業補助制度説明会資料（平成 30 年 5 月 28 日）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/keihidai toshi/setsumeikaishi ryo.html>

認知症高齢者グループホーム整備事業説明会資料（平成 30 年 5 月 28 日）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/setsumeikaishi ryo.html>

(3) その他

消防法上の法令規制等

世田谷消防署（世田谷区三軒茶屋 2 - 3 3 - 2 1 ） 電話 0 3 - 3 4 1 2 - 0 1 1 9

13 社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について) <抜粋>

平成 17 年 10 月 5 日付社援発第 1005014 号「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」

防災拠点型地域交流スペースの整備

1 趣旨

災害時における障害者等の要援護者は、体育室等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。

2 対象事業

の地域交流スペースの整備に併せて、災害時において避難生活が必要となった障害者等の要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。

3 その他

- (1) 要援護者の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 要援護者の受入に当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、要援護者 30 人程度が一時的に避難生活が可能スペース及び設備の確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。

1.4 世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

平成15年4月1日 制定
平成30年7月1日 最終改定

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）へ入所の必要性の高い入所希望者から入所できるよう、世田谷区内及び区外関係施設（別表1）の入所に関する統一基準を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を図り、施設の入所希望者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、世田谷区に住民登録を有する要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。ただし、要介護1～2の者については次のいずれかの要件を満たす場合に限り、入所の対象とする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所希望申込方法

(1) 新規

入所の希望申込みは、原則として本人又は家族が、特別養護老人ホーム入所希望調査書（様式1）（以下「調査書」という。）を本人の住所地を管轄する総合支所保健福祉課に提出する。

(2) 更新

年1回、更新のための調査書を提出する。

(3) 変更

申込者は、入所の希望申込み後、介護者の状況など調査書の内容に変更が生じた場合には、調査書に基づき変更届を総合支所保健福祉課に提出する。

4 入所希望者名簿作成の手続き

(1) 評価基準

世田谷区は、調査書に基づき、入所希望者の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる入所希望者名簿を作成する。

入所希望者の状況を勘案するにあたり、次の基準項目について、別表2によりポイントを付ける。

要介護度	介護期間	介護者等の状況	行動・心理症状
------	------	---------	---------

(2) 入所希望者名簿の作成

世田谷区は、総合支所保健福祉課で受け付けた調査書の内容を確認し、評価基準に基づきポイントを付ける。

ポイントの高い順に施設別の入所希望者名簿を作成する。

(3) 入所希望者名簿登載調整会議

世田谷区は、入所希望者名簿登載調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、入所希望

者名簿の作成にあたり名簿登載の調整を行う。
調整会議は、必要に応じ開催するものとする。
調整会議の組織及び事務内容は、別に定めるものとする。

(4) 入所希望者名簿の送付及び更新

世田谷区は、入所希望者名簿の送付は年1回とし、調査書(写)とあわせて施設へ送付する。
世田谷区は、追加及び削除を行った名簿を毎月施設へ送付する。
施設は、入所者の決定及び入所辞退者の状況を毎月世田谷区へ報告する。

(5) 入所希望者への通知

世田谷区は、入所希望者に対してポイントを通知する。

5 入所者の決定

(1) 入所検討委員会

施設は、入所者を決定するうえで意見聴取及び調整を行うために、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

施設は、委員会に関する要綱等を整備し、所掌事務、構成員等を定めるものとする。

委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員で構成するものとする。また、地域の代表者として加わっている評議員、地域の福祉関係者など施設職員以外の第三者を加えることが望ましいものとする。

委員会は、施設長が招集し、区から提示された入所希望者名簿に基づく入所者の決定に関する意見徴収及び調整等の審議を行う。

委員会は、入所の決定に係る審議の内容を記録し、2年間保管するものとする。

災害や事故等により、委員会が開催できない場合は、施設長の判断により入所を決定できるものとする。

(2) 入所者の決定

施設長は、原則、区から提示された入所希望者名簿に基づき入所者の決定を行う。

施設長は、施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、委員会の意見を徴したうえで、入所者の決定をするものとする。

性別(部屋単位の男女別構成)

ベッドの特性(認知症専用床等)

施設の特性

その他特別に配慮しなければならない個別事情

6 適正運用

施設と世田谷区は、この指針の適正な運用について協力し連携を図るものとする。

7 情報の開示等

(1) ポイントの通知及び入所希望者名簿に関する苦情等については、世田谷区がこれに応じるものとする。

(2) 施設は、入所検討委員会における検討経過について、入所希望者やその家族から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(3) 施設は、入所決定結果に対する苦情等について、施設内における受付窓口を明確にし、適切な対応を行うことができるよう体制を整備するものとする。

8 情報の提供

世田谷区は、施設と協力して「特養ホーム施設ガイド(世田谷区版)」を作成し、入所希望申込みの際、施設を選ぶための資料として申込者へ施設情報を提示する。この「特養ホーム施設ガイド(世田谷区版)」は、年1回内容を更新するものとする。

9 その他

(1) 入所しない場合の取り扱い

入所決定等の連絡にもかかわらず、申込者の都合により入所を辞退した場合は、入所希望者名簿から削除することができる。

(2) 在宅と施設の相互利用の取り扱い

在宅と施設の相互利用（介護保険上の在宅・入所相互利用加算（要介護3～5）を含む）を実施する場合は、当入所指針によらず実施するものとする。実施にあたっては、事前に区と協議することとする。

(3) 居宅介護支援事業者等の協力

入所指針の趣旨が十分活かされるよう、入所希望者に対して、入所の希望申込などの相談、ケアプランの作成及び各種サービス調整などの支援について、世田谷区や関係機関と連携し、居宅介護支援事業者等のサービス提供者に協力を求めることとする。

(4) 指針の見直し

この指針については、見直す必要が生じた場合は、随時見直しを行うこととする。見直しは、世田谷区内施設及び世田谷区の協議により行うこととする。

(5) 指針の施行

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

(6) 改定

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

「申込期間」の消除。

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

「要介護度」、「介護期間」、「介護者の状況」に加点。

この指針は、平成19年7月1日から施行する。

その他「在宅と施設の相互利用の取り扱い」を追記。

この指針は、平成20年12月1日から施行する。

別表2「2 介護期間」の一部を変更。

この指針は、平成21年11月1日から施行する。

別表2「2 介護期間」「3 介護者等の状況」の一部を変更。

この指針は、平成22年5月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」にせたがや給田乃杜を追加。

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

別表2「3 介護者等の状況」の一部を変更。

この指針は、平成26年12月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」にエリザベート成城を追加。

この指針は平成27年4月1日から施行する。

別表2「2 介護期間（最高30ポイント）」の一部を変更。

この指針は平成27年12月1日から施行する。

「2 入所対象者」の一部を変更。

別表1「1 世田谷区内施設」「2 世田谷区外施設」の住所の一部を変更。

この指針は、平成29年8月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」からさつき荘を削除。（平成29年7月31日事業廃止）

別表1「1 世田谷区内施設」に深沢共愛ホームズを追加。

この指針は、平成29年9月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」にハートハウス成城を追加。

この指針は、平成30年3月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」に寿満ホームかみきたざわを追加。

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」に世田谷希望丘ホームを追加。

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

別表1「1 世田谷区内施設」に下馬の家を追加。

1 世田谷区内施設

	施設名	住所
1	有隣ホーム	船橋 2 - 1 5 - 3 8
2	久我山園	北烏山 2 - 1 4 - 1 4
3	成城アルテンハイム	成城 6 - 1 3 - 1 7
4	第 2 有隣ホーム	船橋 2 - 1 5 - 3 8
5	フレンズホーム	下馬 2 - 2 1 - 1 1
6	砧ホーム	砧 3 - 9 - 1 1
7	千歳敬心苑	給田 5 - 9 - 5
8	等々力の家	等々力 8 - 2 6 - 1 6
9	博水の郷	鎌田 3 - 1 6 - 6
1 0	喜多見ホーム	喜多見 7 - 2 0 - 2 6
1 1	芦花ホーム	粕谷 2 - 2 3 - 1
1 2	上北沢ホーム	上北沢 1 - 2 8 - 1 7
1 3	きたざわ苑	北沢 5 - 2 4 - 1 8
1 4	東京敬寿園	上祖師谷 7 - 1 - 1
1 5	等々力共愛ホームズ	等々力 1 - 2 4 - 1 1
1 6	フォーライフ桃郷	北烏山 7 - 8 - 1 1
1 7	せたがや給田乃杜	給田 5 - 3 - 5
1 8	エリザベト成城	成城 8 - 2 7 - 1 4
1 9	深沢共愛ホームズ	深沢 1 - 3 2 - 2 1
2 0	ハートハウス成城	成城 3 - 2 - 9
2 1	寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1 - 3 2 - 1 1
2 2	世田谷希望丘ホーム	船橋 6 - 2 5 - 2 5
2 3	下馬の家	下馬 2 - 2 5 - 8

2 世田谷区外施設

	施設名	住所
1	ファミリーマイホーム	八王子市左入町 3 7 3 - 1
2	第 2 サンシャインピラ	福生市福生 3 2 4 4 - 1 0
3	ヨコタホーム	福生市福生 2 3 0 0 - 4
4	大洋園	青梅市今井 5 - 2 4 4 0 - 1 4 1
5	日の出紫苑	日の出町大久野 2 3 1 - 1
6	栄光の杜	日の出町平井 3 0 5 2
7	藤香苑	日の出町大久野 3 5 8 8 - 1
8	神明園	羽村市神明台 4 - 2 - 2
9	愛全園	昭島市田中町 2 - 2 5 - 3

別表 2

1 要介護度（最高30ポイント）

要介護度1	5ポイント	要介護度2	10ポイント	要介護度3	20ポイント
要介護度4	25ポイント	要介護度5	30ポイント		

2 介護期間（最高30ポイント）

【基本】介護期間が長い方にポイントを加算する。介護期間は、基準日(4/1)より遡って、基準日まで継続した要介護認定期間（要介護1以上）とする。

6ヶ月以上	5ポイント	1年以上	10ポイント
1年6ヶ月以上	15ポイント	2年以上	20ポイント

【加点分】基準日(4/1)より遡って、基準日まで継続して要介護度3以上であった期間を加点する。ただし、世田谷区に住民登録をしてからの期間とする。

2年未満	5ポイント	2年以上	10ポイント
------	-------	------	--------

3 介護者等の状況（最高30ポイント）

該当項目数によりポイントを加算する。

家族・親族がいない	30ポイント
介護者はいるが	該当項目
・70歳以上	4個以上 20ポイント
・介護保険の認定を受けている	3個 15ポイント
・障害がある	2個 10ポイント
・病弱である	1個 5ポイント
・就労している	
・複数の人を介護している	
・遠方に住んでいる	
・家が狭いなど介護できる環境でない	
・精神的負担が大きい	

4 行動・心理症状（最高10ポイント）

行動・心理症状について該当項目数によりポイントを加算する。

徘徊があり目が離せない	該当項目が
暴力的な行為があり危険である	2個以上 10ポイント
物が盗まれたり等でいさかいが絶えない	1個 5ポイント
便をなすりつけたり不潔行為がある	
夜間騒いで迷惑をかけている	
その他	

15 都市型軽費老人ホーム入所に関する指針

都市型軽費老人ホーム入所に関する指針

平成23年8月30日
23世高福第435号

1 目的

この指針は、東京都が定める都市型軽費老人ホームに関する指針（平成22年6月16日22福保高施第564号）に基づき、世田谷区内の都市型軽費老人ホームの入所に際しての要件及び入所までの手続を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を図り、都市型軽費老人ホームへの入所希望者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者とする。ただし、区長が特に入所が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 60歳以上の者であって、低所得で、世田谷区に3ヶ月以上住民票を有する者
- (2) 身元保証人が得られる者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない
- (3) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある者
- (4) 財産管理及び日常の金銭管理等について、自己管理ができる者
- (5) 感染症がなく、かつ、医療について自己管理できる者
- (6) 問題行動を伴わない者で共同生活が可能なる者
- (7) 家族による援助を受けることが困難な者
- (8) 住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅生活を継続することが困難な者

3 入所希望申込方法

入所の申込みは、原則として本人又は家族が都市型軽費老人ホーム入所申請書（様式以下「申請書」という。）を本人の住所地を所管する保健福祉センター保健福祉課に提出する。

なお、都市型軽費老人ホームの新規開設時においては、別に定める期間内に保健福祉センター保健福祉課あてに再度の申込みをするものとする。

4 入所希望者登録名簿（以下「名簿」という。）作成の手続き

高齢福祉部高齢福祉課は提出された申請書に基づき、入所希望者の状況等を総合的に勘案し、名簿を作成する。

5 名簿の登録期間

- (1) 名簿の登録期間は、申込日から申込日の属する年度の翌年9月30日までとする。
- (2) 登録の更新を希望する場合は、別に定める期間内に申請書を提出するものとする。

なお、登録を更新した場合の更新後の有効期間は1年間とする。

6 登録の変更・取消し

(1) 申込者は、入所の希望申込み後、申請書の内容に変更が生じた場合には、原則、書面にて保健福祉センター保健福祉課あてに提出する。

(2) 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

上記2 入所対象者の要件を満たすことができなくなったことが確認できたとき。

都市型軽費老人ホームに入所したとき。

申込者より辞退の申し出があったとき。

7 名簿の送付

- (1) 高齢福祉部高齢福祉課は、施設から依頼があった際に、申請書（写）とあわせて施設へ送付する。
- (2) 施設は、入所者の決定及び入所辞退者の状況を随時、区へ報告する。

8 入所者の決定

施設運営事業者は、空室が出た場合に、原則として名簿の登録順に入所希望者との面接審査等を行い、施設による入所判定会議等により、区の同意を得た上で入所の可否を決定する。なお、入所判定会議等には区の職員も参加することができる。

9 入所する際の手続き

- (1) 施設運営事業者は、入所希望者へ施設の説明、施設見学、体験入所などを行う。
- (2) 重要事項、運営規定などの説明後、施設運営事業者と入所希望者間で、書面による入所契約を締結する。

10 適正運営

施設運営事業者と区は、この指針の適正な運営について、協力し連携を図るものとする。

11 その他

施設運営事業者は入所決定結果に対する苦情等について、施設内における受付窓口を明確にし、適切な対応を行うことができるよう、体制を整備するものとする。

附 則（平成23年8月30日 23世高福第435号）

この指針は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日 24世高福第907号）

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日 25世高福第750号）

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月18日 26世高福第313号）

この指針は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年8月22日 28世高福第369号）

この指針は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日 30世高福第141号）

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

【お問い合わせ先】

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課事業担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所分庁舎（ノバビル）3階

電 話 03（5432）2408

F A X 03（5432）3085

メール sea02082@mb.city.setagaya.tokyo.jp